



税務情報

2021年度税制改正 — 改正産業競争力強化法等の施行に伴う法人税通達の改正

8月2日、産業競争力強化法・中小企業等経営強化法を含む複数の改正法を束ねた「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の一部が施行されました（e-Tax News No.246 [「2021年度税制改正 — 改正産業競争力強化法に関する情報」](#)（2021年8月2日発行）にてお知らせしています。）。これにより、2021年度税制改正で創設された以下の税制措置が、同日から開始しました。

【改正産業競争力強化法に基づく税制措置】

- (1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
- (2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
- (3) 繰越欠損金の控除上限の特例

【改正中小企業等経営強化法に基づく税制措置】

- (4) 中小企業事業再編投資損失準備金

これを受け、国税庁は9月17日、上記(1)、(2)及び(4)に係る通達の新設を含む、以下の改正通達を公表しました。

■ [租税特別措置法関係通達（法人税編）等の一部改正について（法令解釈通達）](#) （9月16日付）

たとえば、以下の通達が新設されています。

(1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制関係

42の12の7-1（事業適応繰延資産に該当するもの）

情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用のうち繰延資産となるものには、情報技術事業適応を実施するためにクラウドを通じて利用するソフトウェアの初期費用で、資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除き、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものに限られます。）が該当することが明らかにされています。

42 の 12 の 7-3 (分割払の事業適応繰延資産)

法人が事業適応繰延資産となる費用を分割して支払うこととしている場合には、たとえその総額が確定しているときであっても、特別償却限度額又は繰延資産税額控除限度額はその費用を支出した日の属する事業年度において支出した金額を基礎として計算することとなり、その金額に未払金の額を含めることはできないこととなりますが、分割して支払う期間が短期間（おおむね 3 年以内）である場合において、その金額に未払金の額を含めることとしているときは、これが認められることが明らかにされています。

(4) 中小企業事業再編投資損失準備金関係

55 の 2-1 (中小企業者であるかどうかの判定)

中小企業事業再編投資損失準備金の対象法人は、租税特別措置法上の中小企業者（他の要件も満たす必要があります。）とされていますが、法人が中小企業者であるかどうかの判定等について、以下の点が明らかにされています。

- 法人が特定株式等（本制度の対象となる株式等）の取得をした後、その取得の日を含む事業年度終了の日までの間、中小企業者である場合でなければ本制度の適用がない。
- その取得の日を含む事業年度後の事業年度においては、中小企業者でなくなった場合においても、他の要件を満たす限り、中小企業事業再編投資損失準備金を取り崩す必要はない。

55 の 2-3 (特定法人が 2 以上ある場合の中小企業事業再編投資損失準備金の取崩しの計算)

法人が中小企業事業再編投資損失準備金への積立てを 2 以上の特定法人（特定株式等を発行した法人）の株式等について行っている場合には、その準備金の金額は、それぞれの特定法人について設けられていることから、その準備金の取崩しを要する事実のうち特定法人ごとに生ずる一定のものについては、その取崩額の計算も特定法人ごとに計算することが明らかにされています。

2021 年度税制改正に対応した改正通達のうち、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に関係しないもの（[「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」](#)）は、6 月 25 日に発遣されています（e-Tax News No.238 [「2021 年度税制改正関連情報 / 国税庁 — 法令解釈通達の発遣」](#)（2021 年 6 月 29 日発行）にてお知らせしています。）。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.